(平成 27 年 4 月 1 日制定)

1 目的

この要領は、採石法(昭和 25 年法律第 291 号。以下「法」という。)第 42 条第 1 項及び札幌市岩石採取計画認可要綱(以下「要綱」という。)第 13 条に基づく立入検査の実施に関し必要な事項を定めることにより、事務の適正な執行を図ることを目的とする。

2 検査の実施

- (1) 要綱第13条第1項の立入検査(以下「通常検査」という。)にあたっては、別表1及び別表2に掲げる各項目について確認する。
- (2) 要綱第13条第2項各号の立入検査にあたっては、災害防止措置の状況等について確認する。

3 認可期間の判断

要綱第9条ただし書きに規定する、3年を超えて継続しても支障がないと認められる岩石採取場とは、通常検査の結果、次のいずれにも該当するものとする。

- ア 別表 1 の検査項目のすべてが A であること。
- イ 別表 2 の検査項目の 70%以上が A であり、かつ、当該検査項目に C がないこと。

4 検査の報告

立入検査を行った職員は、速やかにその結果を報告すること。

5 法違反者又は災害防止に係る措置

立入検査を行った職員は、法に抵触する事実を発見したとき又は災害の防止のため 緊急の必要があると認められるときは、当該採石業者に対して必要な措置をとるよう 指示することができる。

6 検査結果の通知と再検査の実施

- (1) 立入検査を行ったときは、速やかにその結果を当該採石業者あて通知すること。
- (2) 検査の結果、認可期間が3年と判断された採石業者は、指摘事項について所要の改善を行った場合には、再検査の実施を申出ることができる。

別表 1

	検査項目	検査結果	
採掘方法	保全区域の確保 (境界線から表土を除去するの り肩までの距離は 5m 以上 地域森林計画対象地内の場合 は 30m	□ A 基準に適合している□ B 一部基準に適合していない箇所がある□ C 基準に適合していない箇所が多数あり、早急に改要する(実測等:	善 を
	表土の除去 表土とすり付けるのり面勾配 は 40°以下、範囲は採掘箇所 から 10m 以上	□ A 基準に適合している□ B 一部基準に適合していない箇所がある□ C 基準に適合していない箇所が多数あり、早急に改要する(実測等:	善を)
	採掘中のベンチの高さ (砕石用原石は 15m 以下 風化岩石は 5m 以下、採掘箇 所の総垂直高さは 50m 以下	□ A 基準に適合している□ B 一部基準に適合していない箇所がある□ C 基準に適合していない箇所が多数あり、早急に改要する(実測等:	善を)
排水処理	沈殿池の設置状況	□ A 計画どおりの位置及び構造で設置されている □ B 一部計画と異なる箇所があり、改善を要する □ C 計画と異なっており、早急に改善を要する (実測等:)
	排水路の設置状況	□ A 計画どおりの位置及び構造で設置されている □ B 一部計画と異なる箇所があり、改善を要する □ C 計画と異なっており、早急に改善を要する (実測等:)

	検査項目	検査結果
採掘方法	採掘の範囲	□ A 計画どおりの範囲が採掘されている □ B 一部計画と異なる場所が採掘されている □ C 計画と異なっており、早急に改善を要する (実測等:
	採掘中のベンチの幅 W1=起砕岩石の広がり幅+使 用機械が安全に作業できる幅 W2=使用する履帯式機械が 安全に作業できる幅	 □ A ベンチ幅が十分に取れている(W1以上である) □ B ベンチ幅が十分に取れていないが、オープンシュート 方式を採用し履帯式機械を用い、ベンチ幅をW2以上確保している □ C ベンチ幅が十分に取れていない (実測等:)
	採掘中の掘削面の傾斜角 (砕石用原石:掘削面の傾斜は 75°以下 風化岩石:掘削面の傾斜は 45°以下	□ A 基準に適合している□ B 一部基準に適合していない箇所がある□ C 基準に適合していない箇所が多数あり、早急に改善を要する(実測等:)
	採掘中の残壁 (砕石用原石:高さ 20m 以下、幅 2m 以上、平均傾斜 60°以下 風化岩石:高 5m 以下、幅 2m 以 上、平均傾斜 35°以下	 □ A 基準に適合している □ B 一部基準に適合していない箇所がある □ C 基準に適合していない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:)
排水処理	沈殿池の管理状況 しゅんせつ、沈降促進剤等の 添加、しゅんせつ土砂の管理	□ A 適切に管理されている □ B 一部適切でない箇所があり、改善を要する □ C 適切でない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:)
	排水路の管理状況	□ A 適切に管理されている □ B 一部適切でない箇所があり、改善を要する □ C 適切でない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:)
公害防止対策	粉塵対策の状況 【破砕・選別施設の設置位置 集じん装置、散水装置の設置 運搬道路の清掃、散水	□ A 適切に処置されている □ B 一部適切でない箇所があり、改善を要する □ C 適切でない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:
	騒音防止対策の状況 【破砕・選別施設の設置位置 防音装置、防振装置の設置 発破騒音の軽減対策	□ A 適切に処置されている □ B 一部適切でない箇所があり、改善を要する □ C 適切でない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:

廃土石堆積場	廃土、廃石の管理状況 (定期的な点検及び管理、並び に記録の保存など	□ A 適切に管理されている □ B 一部適切でない箇所があり、改善を要する □ C 適切でない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:	5)
採掘終了箇所	残壁及び緑化の状況 (砕石用原石:最終残壁は、平 均傾斜 60°以下、掘削面の傾 斜 75°以下、小段の高さ 20m 以下、小段の幅 2m 以上	□ A 適切に処置されている □ B 一部適切でない箇所があり、改善を要する □ C 適切でない箇所が多数あり、早急に改善を要する (実測等:	3
₹.	法定標識の内容及び設置状況 事務所の名称、登録番号、認 可番号、採取する岩石の種類 及び数量、採取期間、業務管 理者氏名など 危険表示札及び立入防止柵の設 置状況	□ A 法規様式どおりの内容で、適切な場所に設置して □ B 法規様式どおりの内容だが、第3者には確認困難 所に設置されている □ C 標識を設置していない、又は設置してあるが適正 容ではない (実測等: □ A 必要な箇所に設置されている □ B 一部必要な箇所に設置されていない □ C 必要な箇所に設置されていない □ C 必要な箇所に設置されていない □ C 必要な箇所に設置されていない □ (実測等:	な場
の他	法定帳簿の記載状況 一日当たりの採取実績 業務管理者が監督した内容 災害防止のために講じた措置 災害が発生した場合は、状況、原 因及び措置	□ A 適切に記載されている □ B 記載されているが、不適切な部分がある □ C 記載されていない、又は備え付けがない (実測等:)
	その他の事項 【オープンシュートを用いる場 合の安全措置、発破による災 害の防止措置など	□ A その他の事項で改善を要しない □ B 一部、その他の事項で改善を要する箇所がある □ C その他の事項で改善を要する箇所が多数ある (実測等:)